

愛知県新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金に関するQ&A

○事業全般について

Q1 高齢者以外への接種についても対象となるか。

A1 対象となります。

Q2 請求対象に満たない週の接種回数を記載する必要がありますか。

A2 記載する必要はありません。

Q3 週の考え方はいつからいつまでか。

A3 日曜日から土曜日までで算定します。ただし、令和4年4月1日(金)～4月2日(土)の週においては、4月1日(金)～4月9日(土)をもって、1週と取り扱っても差し支えありません。

また、年度末においては、3月26日(日)～3月31日(金)をもって1週と取り扱います。

Q4 日の考え方はいつからいつまでか。

A4 0時から24時までです。なお、24時を跨いで連続した接種を行う場合は、24時以前の日付け分として回数を計算してください。

Q5 4週以上は連続した4週間でなければいけないのか。

A5 連続している必要はありません。

Q6 1期に3週達成し、2期に1週達成した場合は、給付の対象となるか。

A6 なりません。この給付金は第1期から第2期のそれぞれの期間で4週以上を満たしているかを判定しますので、期をまたいで4週以上であっても給付の対象とはなりません。

Q7 時間外・休日の接種に対する加算(時間外+730円、休日+2,130円)は、この交付金と重複して申請することができるか。

A7 可能です。この交付金と時間外・休日の接種に対する加算は、それぞれ要件を満たす場合は、交付の対象となります。

なお、時間外・休日の接種に対する加算は、市町村により支給されますので、診療所・病院の所在する市町村へお問い合わせください。

Q8 「愛知県高齢福祉施設等ワクチン接種加速化支援金」と重複してこの交付金を申請することはできるか。

A8 可能です。それぞれの要件を満たす場合は、交付の対象となります。

Q9 「愛知県新型コロナワクチン小児接種支援金」と重複してこの交付金を申請することはできるか。

A9 可能です。それぞれの要件を満たす場合は、交付の対象となります。

Q10 予診のみで接種に至らなかった場合は、接種回数に含めてよいか。

A10 含めません。この交付金は接種の実績により判断するものですので、接種を実施した回数のみを対象とします。

Q11 診療所や病院の責によらない理由により、規定の回数に届かなかった場合（ワクチン配送の遅れ、当日キャンセル等）は、接種回数に含めてよいか。

A11 含めません。この交付金は接種の実績により判断するものですので、接種を実施した回数のみを対象とします。

Q12 巡回接種での接種は接種回数に含めてよいか。

A12 個別接種であれば巡回接種も接種回数に含みます。

Q13 集団接種会場での接種は接種回数に含めてよいか。

A13 含めることができません。

Q14 愛知県が設置する大規模集団接種会場での接種は接種回数に含めてよいか。

A14 含めることができません。

Q15 職域接種での接種は接種回数に含めてよいか。

A15 中小企業、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、専門学校）が実施する職域接種において、接種対象者が当該病院または診療所に向いて接種を受ける場合のみ、接種回数に含めます。企業内診療所が実施する場合や医療機関が企業等に出張して実施する場合は、接種回数に含めません。

Q16 医療法人等が主体となり申請をした職域接種は接種回数に含める事ができますか。

A16 できません。要件を満たす中小企業、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、専門学校）が実施する職域接種が対象となります。

Q17 計算対象期間中に100回から149回または150回以上を4週以上達成した場合、達成できなかった週の実績も加算対象となるのか。

A17 なりません。達成した週の接種回数のみが対象となります。

Q18 週150回以上を4週達成し、さらにその翌週から週100～149回を4週達成した場合、それぞれの週に対して交付金が支払われるのか。

なお、10月以降はそれぞれの1週間のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意したとする。

A18 お見込みのとおりです。週150回以上を達成した週は接種1回あたり3,000円、週100～149回を達成した週は接種1回あたり2,000円が給付されます。

Q19 週100回から149回の接種を行った週が3週、週150回以上の接種を行った週が3週ある場合、週100回から149回の接種を行った3週は接種1回あたり2,000円、週150回以上の接種を行った3週は接種1回あたり3,000円の金額を申請できるのか。

なお、10月以降はそれぞれの1週間のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意したとする。

A19 できません。この場合、週150回以上の週を週100回から149回の週とみなして、週100回から149回の接種を6週行ったものと考えて、この6週について接種1回あたり2,000円の金額を申請することはできます。

※実績報告をした後の変更は認められませんので、事前に十分ご検討の上、請求金額の確認をお願いします。

Q20 週100回から149回の接種を行った週が3週、週150回以上の接種を行った週が5週ある場合、週100回から149回の接種を行った3週は接種1回あたり2,000円、週150回以上の接種を行った5週は接種1回あたり3,000円の金額を申請できるのか。

なお、10月以降はそれぞれの1週間のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意したとする。

A20 できません。週150回以上の5週は接種1回あたり3,000円を申請できますが、週100回から149回の週は3週しかなく4週を達成していないため、交付の対象とはなりません。この場合、週150回以上の週のうち1週を週100回から149回の週とみなして、週150回以上を4週、週100回から149回を4週達成したと考えて、週150回以上を達成した週は接種1回あたり3,000円、週100～149回を達成した週は接種1回あたり2,000円を請求することは可能です。

※実績報告をした後の変更は認められませんので、事前に十分ご検討の上、請求金額の確認をお願いします。

Q21 次のような場合に、第1週～第5週までで150回を5回とカウントする場合(①)と、第1週～第4週を150回以上、第5週～第8週を100回以上とカウントした場合(②)とで、請求金額に差がでるが、どのようにしたらよいか。

第1週～第5週150回(5回)

第6週～第8週100回(3回)

第9週以降100回未満

① $150 \times 5 \times 3,000 + 100 \times 3 \times 0 = 2,250,000$

② $150 \times 4 \times 3,000 + (100 \times 3 + 150 \times 1) \times 2,000 = 2,700,000$

A21 このような場合に、150回以上接種した週について、「150回以上」から「100回以上」に変更するかは申請者の判断となります。

※実績報告をした後の変更は認められませんので、事前に十分ご検討の上、請求金額の確認をお願いします。

Q22 VRSに接種実績を登録しないと交付されないのか。

A22 申請に係る審査は主にVRSによる接種実績により行います。また、VRSによる接種実績と申請内容に大幅な乖離がある場合、個別に照会等させていただく事があります。

Q23 3回目・4回目接種及びオミクロン対応ワクチン接種は対象になるか。

A23 対象になります。ただし、以下の例のように市町村に対し接種費用を請求できないものは当交付金の接種回数に含める事ができません。

例：令和3年12月1日より前に3回目接種を実施。

誤って6回目に当たる接種を実施。

○病院における特別な体制について

Q24 「病院において特別な接種体制を確保した場合」とは、どのようなことを指すのか。

A24 通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合に対象となります。新たな人員を雇用した場合に限らず、他部署から接種専門の人員として従事させた場合も含まれます。なお、個別接種業務により生じた通常業務の穴埋めについては、対象となりません。

例えば、次の事例が「病院において特別な接種体制を確保した場合」に該当します。

・通常の診療(ワクチン接種業務以外)に従事する医師・看護師等のシフトを変更し、ワクチン接種業務に専従させた。

Q25 通常の診療の合間にワクチン接種に従事した場合、対象となるか。

A25 なりません。ワクチン接種業務に**専従**した医師・看護師等が対象となります。

Q26 提出書類の特別な接種体制を確保した事がわかる資料とはどのようなものか。

A26 一例として、以下のような資料が考えられます。役割分担（受付・予診・接種・経過観察等）、従事時間が分かる資料（会場レイアウト、勤務シフト表、担当表、その他接種体制の状況が分かるもの）を御提出ください。

Q27 病院において特別な接種体制を確保した事を証明する書類が存在しないがどうすれば良いか。

A27 審査において特別な接種体制を確保した事が確認できない場合は、交付金をお支払いできない事があります。

Q28 看護師等の“等”には、受付等の会場運営に係る事務職員も対象となるのか。

A28 新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事する方(専従である必要があります)であれば、看護師、薬剤師の他に、受付や事務職員も対象となります。

Q29 医師、看護師等の従事時間について、接種体制を組むための準備や後片付けの時間も対象となるのか。

A29 ワクチン接種に従事、専念している時間内で、準備や後片付けを行っている実働時間は対象となります。(休憩時間は含みません) なお、予約受付業務は対象になりません。

Q30 特別な体制を組んで1日50回以上の接種を週1日以上達成した週が4週以上ある場合、その達成した週のすべての日が、医師1人1時間当たり7,550円、看護師等1人1時間当たり2,760円の給付の対象となるのか。

A30 なりません。達成した週の内、1日50回以上の接種を達成した日の勤務時間(専従である必要があります)のみが対象となります。

○申請手続き・お支払い等について

Q31 申請は原則電子申請とあるが、なぜ郵送ではないのか。

A31 速やかに交付金をお支払いするため、事務処理の都合上、原則電子申請としました。

Q32 申請書類に押印は必要か。

A32 全ての書類に押印は不要です。

Q33 法人が複数の診療所・病院を有する場合、申請は法人で1申請となるのか、各診療所・病院単位で申請可能なのか。

A33 法人単位での申請はできません。各診療所・病院単位での申請となります。

Q34 振込先に指定する口座は何でもよいのか。

A34 診療所、病院名義のものに限ります。法人でない（個人事業主の）診療所の場合は、開設者名義の口座をお願いします。これらによらない場合は、別途支払いに係る委任状を提出していただきます。

Q35 当件とは別に既に過去、愛知県に口座を届出しているが、通帳表紙裏面の画像データの提出が必要か。

A35 提出をお願いいたします。

Q36 以前、厚生労働省が示した様式で申請してよいか。

A36 以前、厚生労働省が示した様式(実績報告書・請求書)については、県の支払いに必要な様式に組み替えたため、必ず愛知県HPで掲示した様式をご使用ください。
(愛知県HP：<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/sugyfvkgiffyi.html>)

Q37 申請後、医療機関が行う作業等はあるか。

A37 申請内容や提出書類に不明点や疑義等がある場合、愛知県からお問い合わせをする事があるため、その際にご対応をお願いします。

Q38 申請期限を過ぎると交付を受けることができないのか。

Q38 期限内の提出をお願いいたします。

Q39 申請から振込みまでの流れは。

A39 申請内容の審査後、適切と認められた場合は、交付決定通知をお送りし、その後、指定された口座へ交付金をお支払いします。

Q40 申請からどのくらいの期間で交付金が振り込まれるのか

A40 交付決定の翌月末をめぐりにお支払いいたします。

Q41 算定の結果、申請金額が0円となったが、申請は必要か。

A41 必要ありません。

○期間④（令和4年10月分）からの申請について

Q42 個別接種促進のための支援を受けるに当たって必要な取組として、10月以降の取組に「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」することを追加した意図はなにか。

A42 新型コロナワクチンの3回目接種については、特に10代から30代の若年層の接種率が低い状況です。接種を希望する当該世代が接種を受けやすくするための環境整備の一環として、日中の合間時間や、一般的な企業等の勤務時間以外の時間帯である平日の18時以降、土日祝日等における接種環境の拡充が重要であると考え、医療機関の協力を求める趣旨です。

Q43 本支援における時間外、夜間及び休日の定義は。

A43 以下の記載のとおりとなり、いずれか一つに該当すれば要件を満たします。

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない）

休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）

ただし、時間外、夜間について、当初に予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外・夜間の時間帯に接種することとなった場合は該当せず、予約受付などの段階において当該時間帯に受け入れているなど、当初から接種可能な体制を取っている必要があります。

また、接種費用の時間外・休日の接種に対する加算（時間外+730円、休日+2,130円）における考え方とは異なるためご留意願います。（例：土曜日に診療時間を設けている医療機関が診療時間内に接種を行った場合、本支援における休日（土曜日）に接種体制を用意しているため、本支援の要件は満たすが、接種費用の請求においては、従前どおり、土曜日は休日ではなく、また、診療時間内の接種であることから、時間外加算、休日加算の請求は出来ない。）

Q44 医療機関の標榜する診療時間は、保健所や厚生局などに届出している時間と、看板・ホームページ等で提示している時間のどちらを指すか。

A44 基本的に両者は同一と考えていますが、実際に平素に一般的な診療を行っている時間になります。住民に周知し、診療を受け入れていることを考えれば、看板・ホームページ等で提示している時間になるかと考えます。

Q45 「少なくとも1日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること」の「接種体制を用意」の定義は。

A45 「接種体制を用意」とは、当該診療所の時間外等において接種を希望する者に接種を行える体制を取っていたこととなります。キャンセル等などにより、実際に接種を行わなかった場合も、接種体制を用意していたのであれば要件を満たします。

Q46 用意とは計画だけでもよいか。時間外・夜間・休日の時間帯に1回でも接種の実績が必要か。

A46 計画し、HP等で住民に周知した上で、予約等がなかった場合も接種体制を用意したこととして差し支えありません。

Q47 「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」の「接種体制」は専任で接種にあたる必要があるか。

A47 専任で接種にあたる必要はありませんので、診察の合間に接種しても差し支えありません。

なお、「病院が**特別な接種体制**を確保し、50回以上/日の接種を週1日以上、4週間以上行った場合の支援」については、従前のおり専任で接種にあたる必要があります。

Q48 時間外に予約をとっていた人が実際にはこなかったのに、時間外に接種を行わなかった場合は、用意したこととなるか。

A48 時間外に接種体制を用意したこととして差し支えありません。

Q49 時間外に予約をとる予定で計画したが、実際には予約が入らなかったのに時間外に接種を行わなかった場合は、用意したこととなるか。

A49 時間外に接種体制を用意したこととして差し支えありません。

Q50 医療機関の標榜する診療時間が夜間・休日である日において、診療の合間に依頼があれば接種が可能である場合、用意したこととなるか。

A50 夜間・休日において依頼があれば接種が可能であることを、HP等で住民に周知した場合も接種体制を用意したこととして差し支えありません。

Q51 「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」について、「接種体制を用意」には、時間外、夜間または休日において、自身の診療所で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合も「接種体制を用意」したことでみなしてよいか。

A51 ご認識のとおり、医療機関が自治体の集団接種会場等に時間外、夜間または休日に医療従事者を派遣した場合も含まれます。

また、週に100回（150回）以上行った場合の支援、1日50回以上行った場合の支援の両方で同じ取扱いです。

なお、時間外・夜間または休日の接種への取組の要件を満たすものであって、自治体の集団接種会場等での接種を自身の医療機関の接種回数に計上するものではありません。

Q52 自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合は、必ずしも自院で接種した日に派遣していなくてもよいか。申請の日と派遣の日は週がずれても対象となるか。

A52 自院で時間外に接種体制を用意した場合と同じです。週に100回（150回）以上行った場合の支援においては、その週のうち少なくとも1日にて集団接種会場等へ医療従事者を派遣している必要があります。

1日50回以上行った場合の支援においては、50回の接種を行ったその日に集団接種会場等へ医療従事者を派遣している必要があります。

Q53 個別接種促進のための支援を受けるに当たり、時間外、夜間または休日にかかる接種体制は、いつ、また、どの程度の日数で実施する必要があるか。

A53 週100回（150回）以上の接種行った場合の支援については、当該回数の接種を行った週のうち、少なくとも1日において、時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意していたことが要件となります。

また、50回以上／日の接種を行った場合に10万円交付する支援については、50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意していたことが要件となります。

Q54 週に100回（150回）、1日50回の接種数は、時間外、夜間または休日に行った接種のみを計上するのか。

A54 支援の要件となる接種数には、時間外、夜間に行った接種以外の接種（日中の診療時間内に行った接種等）を計上して差し支えありません。また、時間外、夜間に接種可能な接種体制を用意した上で、結果的に時間外や夜間の時間帯において接種がなかった場合も、当該時間帯以外での接種により要件となる接種数を満たしていた場合には支援の対象となります。

Q55 病院が50回以上／日の接種を行った場合に10万円交付する支援について、11月末で支援を終了する理由は。

A55 オミクロン株対応2価ワクチンの接種においては、9月の開始当初から多くの対象者において接種時期が到来しており、開始当初からの迅速な接種が重要と考えるところ、年内までにすべての希望者に確実に接種していただくため、本支援については11月までにすることで接種の促進を図ることとしました。

なお、終期の11月末とは、11月30日(水)となります。

Q56 病院が特別な体制を確保し、50回以上／日の接種を週1日以上、4週間以上行った場合の支援についても11月で終了となるのか。

A56 特別な体制を整備して接種を行った場合の人件費に関する支援については、12月以降も引き続き実施して参ります。

Q57 病院が特別な接種体制を確保し、50回以上／日の接種を週1日以上、4週間以上行った場合の支援については、時間外、夜間または休日にかかる接種体制の要件は求められないのか。

A57 従前のおりのままです。本支援については、令和4年10月以降においても、令和4年9月までの要件同様、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していなくても支援の対象となります。

令和4年9月30日更新